

○20番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

東日本大震災、東京電力福島第一原発事故からあと5日で6年になります。原発事故では避難者がいじめに遭い、ひきこもりや自殺者も後を絶ちません。原発事故さえなければふるさとでの一家団らんを奪われることもなかったのという悲痛な声もテレビなどで流れました。

福島第一原発事故は原因の究明が尽くされず、事故収束の見通しも全く立っておりません。ところが政府と電力会社は事故後、ほとんどの原発が停止していても電力は足りているのに原発を再稼働させようとしております。事故の反省も生かさないうで、原発に固執し、住民の安全よりも電力会社の経営を優先するのは全く許せません。

九州電力川内原発1、2号機と四国電力伊方原発3号機を稼働させ、これに続いて九州電力玄海原発3、4号機や関西電力大飯原発の3、4号機についても規制委員会の審査を終え、再稼働をしようとしております。法律では、原発の運転は40年が原則で、40年を超えた原発の運転を延長するのは例外だと政府は説明してきましたが、原子力規制委員会は昨年、関西電力高浜原発1、2号機と美浜原発3号機について審査し、適合すると次々認めました。法律で決まった40年廃炉の原則さえほごでは、規制委員会の審査はますます信用できなくなります。

福島第一原発の事故後改定された規制委員会の審査基準は、地震や津波の基準を見直しただけです。審査に適合すると認められたからといって安全というわけではありません。事故が起きた場合の対策も間に合わせで、肝心の住民の避難態勢は規制委員会の審査の対象外で、自治体任せになっております。再稼働する場合の同意も県と原発が立地する自治体だけなので、周辺の自治体から異論が相次いでおります。事故が起きれば被害が予想される自治体にさえ同意を求めないのは重大欠陥です。

最初に、原発事故について、1、東海第二原発の再稼働と避難計画について質問いたします。

私は住民の命と暮らし、そして、ふるさとを守る立場から、一貫して東海第二原発の再稼働に反対し、廃炉を求めて何度も取り上げてきました。今回、3点伺っていきたくと思います。

東海第二原発は東日本大震災以降停止したままです。日本原電は2014年5月、再稼働に向けて適合性審査の申請を提出し、現在審査中です。東海第二原発は2018年11月をもって40年となり、原子力規制委員会に対し、運転期間延長認可制度への申請が必要となる時期は今年の8月28日から11月28日までの3カ月間となっております。

周辺6自治体の首長で作る原子力所在地域首長懇談会座長が山田修東海村長ですけれども、2014年に今後に係る判断を求めるときの前までに協定を見直すとする覚書を原電と交わしております。原電は、東海第二原発の運転期間の延長を申請する秋までに協定を見直す必要があります。そこで、3点伺いたくと思います。

1点目は、昨年12月21日の非公式会議、今年2月9日、協定の見直しを再度求めた原子力所在地域首長懇談会の内容について伺います。

2点目は、避難計画についてです。避難先が太子町と福島県と説明をされてきました。その後の広域避難計画の進捗状況について伺います。

3点目、2月1日の東京新聞によりますと、原電は非公開会議で東海第二原発の安全協定見直

しは再稼働後の協議に言及したと報道しました。市長はこの間、安全協定の見直しが完了した時点で避難計画の実効性を検証した上で、再稼働や20年延長について判断していくと答弁をされておりますけれども、原電は安全協定の見直しをしないで20年延長手続の申請をしようとしております。再稼働について市長の考えをお伺いいたします。

2番目に、介護保険について。(1)要支援1・2の利用者の訪問・通所介護を自治体の事業に移す、介護保険制度から外す、「総合事業」について質問します。

私は総合事業に関連する一般質問を2014年6月と2015年3月にしております。これは2000年に始まった介護保険制度、2014年6月に「介護保険法」の制度開始以来の大幅な改定が行われて、特に要支援1と要支援2を介護保険制度から外しました。これは大きな問題だと一般質問で取り上げて、サービス低下につながらないように対応を求めました。その多くは2015年4月から施行されていますが、要支援サービスを見直す総合事業は、本市では3年の移行猶予期間で準備され、今年4月からスタートし、2017年度内に完全移行することとしております。

現行の要支援1、2の方々の予防給付サービスのうち、訪問介護と通所介護については地域支援事業の中で総合事業として実施されることとなります。地域の実情に合った柔軟な取り組みにより、効率的かつ効果的にサービスを提供できるように理由づけされておりますけれども、これは端的に言えば、掃除や買い物などの生活援助、家事援助について、必ずしも介護の専門職によって提供される必要がないとして、新たな担い手に移行し、保険給付を減らそうとするものです。総合事業について3点伺います。

1点目は、要支援1と要支援2のサービス対象者数について伺います。2点目に、多様な提供主体の確保がどのように進んでいるかについて伺います。3点目、今後の総合事業の実施について、現行相当サービスでの提供を進めることについてご見解を伺います。

3番目に、保育所待機児童解消対策について伺います。

保育問題が国政の重大課題になっています。「保育園に落ちたのは私だ」という匿名のブログをきっかけに、保育園に子どもを入れることのできない親たちの怒りと運動が広がっています。問題の所在がどこにあるかという点、1つは認可保育所が決定的に足りないということ、そしてもう一つは、保育士の労働条件が劣悪なため、保育士が不足しているということだと思います。ところが政府の対策は、この根本解決に背を向けて、一層の規制緩和と詰め込み、保育内容の切り下げを行おうというもので、これは公的責任を放棄するものだと言わなければなりません。

さて、本市の待機児童の実態と待機解消対策について伺います。

昨年9月5日付の茨城新聞1面を見て、一瞬衝撃を受けました。本市の潜在的待機児童数が92人で、県内では水戸市、つくば市に次いで3番目に多いという調査結果です。昨年、2016年4月1日現在の潜在的待機児童については解消したと認識しておりますけれども、2017年度4月1日からの入所はどうなのか、その実態、潜在待機児童数と内訳などについて伺います。

2点目に、待機児童解消対策について伺います。

(2)保育士不足対策についてです。保育士の平均年収は、全産業の平均年収より166万円

も低く、抜本的増額が緊急の課題となっております。国家資格が必要な専門職でありながら、命を預かる責任の重さにふさわしい賃金水準ではありません。潜在的な保育士はたくさんおります。国は2017年度からの保育士の処遇改善を打ち出しましたが、その内容を見ますと、月額6,000円の引き上げと、ベテラン保育士の賃金を4万円程度引き上げるといっていますが、全産業の給与水準には到底及びません。保育士はハードワークの上、子どもの命と直結するリスクは高く、専門性が問われる仕事です。保育士を安定的に確保するため、処遇改善予算を抜本的に増額することを国に要望することは必要です。

1点目に、国に保育士の賃金引き上げを求めることについて伺います。

2点目は、市独自の支援を行うことについて伺います。潜在的待機児童数と待機児童数が県内で2番目に多かったつくば市は、常勤保育士の家賃助成を行っております。また、千葉県船橋市では、給与上乘せ補助として、年額で最大36万5,900円を支給しております。また、浦安市では、国の地方創生交付金を活用して、保育士に対する就学資金貸付制度を実施しております。本市の公立保育所の保育士の雇用形態、正規職員から非正規職員へと非正規化が進んでいます。子どもの権利を保障するには、公・私立、認可・無認可の区別なく、保育施設で暮らす全ての乳幼児に等しく最善の保育をしなければなりません。本市の支援策について伺いたいと思います。

4番目に、子どもの体力づくりについて、(1)子どもの体力づくりの現状と課題について伺います。

1点目は、子どもの体力づくりの現状と課題についてです。小学5年生、中学2年生の体力、運動能力を調べる体力テストが毎年行われております。本市の結果は、県平均より下回った種目もありますけれども、大体どの種目においても県平均より上回っております。また、全国平均も上回っております。しかし、一人ひとりの結果を見れば、県、全国平均よりはるかに高い運動能力を持つ子どもさんや、また反対に平均より下回る子どもさんもおられます。その現状と今後の取り組みについて伺います。

2点目は、子どもの健康・生活実態調査についてです。子どもの体力の現状として、文部科学省が行っている体力・運動能力調査によりますと、現在の子どもの体力・運動能力の結果をその親の世代である30年前と比較すると、体格が向上しているにもかかわらず、体力・運動能力が低下しております。子どもの体力低下は、保護者を初めとする国民の意識の中で、外遊びやスポーツの重要性を学力の状況と比べて軽視する傾向が進んだこと、生活の利便性や生活様式の変化により、日常生活における身体を動かす機会が減少したことに原因があると指摘されております。今日の社会においては、屋外で遊んだり、スポーツに親しむ機会を意識して確保していくことが必要だと思います。

さらに、社会全体の背景からの対策も必要になっていると思います。今、日本の子どもの貧困率16.3%、6人に1人へと悪化の一途です。貧困が子どもの健康や生活状況への影響をつなぐ経路を明らかにする。その経路、要因への対策を検討して、市が優先的に取り組む対策を定めることも重要です。

東京都足立区教育委員会では、2016年度に小学1年生全員を対象に子どもの健康・生活実

態調査を実施して、健康支援、生活支援の推進、相談機能の連携強化の推進などに着手しております。子どもの健康・生活実態調査、アンケート調査を行って、総合的に常陸太田市の子どもの体力づくりを推進していく必要があると思いますけれども、ご所見を伺います。

5番目に、市営住宅について、（1）市営住宅の連帯保証人の条件緩和について質問をいたします。

市営住宅の入居や更新の際に2名の連帯保証人を求められ、頼める人がいなくて大変困っているという声もよく聞きますし、私も実際何人かの方々の相談を受けまして、連帯保証人探しに協力、参考意見を述べたこともあります。

市の条例では連帯保証人について、連帯保証人は独立の生計を営み、かつ確実な保証能力を有する入居者の親族か、市内に居住し、または勤務する者のいずれかに該当する者で、市長が適当と認める者でなければならないとなっております。連帯保証人の条件が大変厳しくなっております。市営住宅は低所得者のために低家賃の住宅を提供することも目的の1つです。本市の連帯保証人の条件を厳しくすることは、低所得者の入居を大変困難にします。低所得者でも誰もが入居しやすくするために、連帯保証人の条件緩和を求めたいと思います。

4点について伺います。1点目、連帯保証人を2人から1人にする。2点目、親族は県内でも認めること。3点目、収入が少なくても認めること。4点目、生活保護世帯の場合、連帯保証人は免除すること。この4点についてのご所見を伺います。

6番目に、就学援助制度について、（1）入学準備金について質問いたします。

3月の卒業、そして4月の入学の時期となりました。昨年12月議会でも、入学準備金が必要な時期に間に合わないことや、文科省も児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知している、市町村に引き続き働きかけていく、このような国会の答弁があったことなども紹介しながら、支給が7月になっている入学準備金の前倒し支給の実施を求めてきました。

これに対してどのような答弁だったかといいますと、児童生徒の進学先が確定してからの就学援助の認定が事務処理上妥当であること、また、前倒しで援助金の支給を行ってから進学前に市外に転出した場合には援助金の返還が生じてしまうなど事務処理に支障を来すことも考えられるので、援助金の支給時期の前倒しは望ましくない、県内どこの市町村も実施していないと、このような答弁でした。

先ごろ守谷市では、入学準備金の前倒しを決めました。平成29年度入学の児童生徒が入学に必要な費用の一部を入学前に支給するという事です。概略を紹介しますと、小学6年生で平成29年2月1日現在、準要保護認定を受けている場合は申請は必要なく、準要保護認定を受けていない場合は、1月中に申請して認定されれば支給対象となると。また、小学新1年生について、平成29年1月中旬以降に就学通知の発送時に小学校入学準備金の案内を同封して申請手続きをもらうという内容のものです。守谷市のように、制服購入など出費がかさむ中学入学時に間に合うように支給するのも大変必要だと思います。

東京都また北海道など、今、全域でこの前倒し支給が広がっております。例えば北海道室蘭市

の場合では、前々年の世帯所得をもとに対象世帯を決めることにして、時期を前倒しして支給をしている。また、本当に親切に取り扱っているなどという実態を挙げますと、転出する場合、市外に転出しても新入学準備金の返金を求めず、転出先自治体には新入学準備金の入学前支給を行った旨を通知しているといった自治体もあります。

子どもの貧困が進む中で、全国的に前倒しをする自治体は広がっております。3月のこの時期、入学するお子さんがいる家庭では、就学援助制度の対象になっていない家庭でも入学の準備が大変だという話はよく聞きます。まして生活困窮世帯ではなおさらのことだと思います。生活困窮世帯の立場に立っていただいて、入学準備金の立てかえをしなくても済むように、入学準備金を入学前に支給を求めることについて、ご所見を伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 原発問題についてのご質問にお答えを申し上げます。

初めに、原子力所在地域の首長懇談会の内容についてであります。昨年12月21日に開催された懇談会におきまして、かねてから要求をしておりました原子力安全協定を改定し、近隣市町村に対して所在地と同等の権限を付与すること等について回答が原電からございました。しかし、その回答内容につきましては、隣接自治体に対する権限拡大についての言及がなく、ゼロ回答に等しいもので、納得のいくものではありませんでした。このため、懇談会といたしまして、一層の要請行動が必要であるとの結論に達し、去る2月9日、原子力発電社長に対しまして原子力安全協定の見直しに関する要求書を提出したところであります。

内容につきましては、繰り返して求めてきた趣旨とは著しく隔たりがあり、失望極まりなく、大変遺憾である。改めて原子力安全協定の見直しなど、誠意ある取り組みを進められるよう強く要求するという内容のものでございます。

次に、原電は再稼働について安全協定の見直しをしないで申請しようとしていることに対する私の考え方についてご答弁させていただきます。

安全協定の見直しをしないまま原電が延長あるいは再稼働申請をするという情報につきましては、報告を受けておりません。これまでも申し上げてまいりましたことではありますが、再稼働等につきましては安全協定の見直しが大前提でありますし、加えて原子力災害に対応する総合避難計画の実効性等についてもきちんと確認をした上でないと、この判断はできないと考えております。

○益子慎哉議長 総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 原発問題についてのご質問の中で、避難計画についてのご質問にお答えをいたします。

広域避難計画策定の進捗状況でございますが、現在までに茨城県から当市の避難先として、県内としては大子町、県外としては福島県の北は会津地方から県央、県南地域を中心に20の自治

体が指定されているところでございます。先月には、これらの21自治体を市長が個々に訪問いたしました。各市町村長に常陸太田市民の避難受け入れの承諾へのお礼と、広域避難計画の策定に係る今後の協力依頼を行ってきたところでございます。

現在、広域避難計画の基本方針を立てまして、これに沿った市内各町会単位での避難先自治体の割り振りや避難経路の素案を作成しているところでございます。来年度におきましては、各世帯が原子力災害発生時に迅速、円滑な避難ができますように、各町内ごとの避難先と避難経路をわかりやすく説明しました地図形式の広域避難マニュアルの素案を示しながら、各地区ごとに住民説明会を開催いたしまして住民の皆様のご意見をお聞きし、ご理解を得ながら広域避難マニュアルを含めました広域避難計画の策定を行ってまいります。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 介護保険についてのご質問で、総合事業についての3点のご質問にお答えをいたします。

ご承知のように、本年4月から介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業が実施されることに伴いまして、介護予防訪問介護並びに介護予防通所介護について、これまでの全国一律の介護予防給付から市が取り組みます総合事業の中の介護予防生活支援サービス事業へ移行することになり、サービスの多様化を図ることが求められているところでございます。

まず、1点目のご質問の、本事業の対象となる要支援1、2の方の平成27年から平成29年の直近3年間の人数でございますが、平成27年1月末現在で、要支援の認定を受けた方が201人、要支援2の方が272人、合わせまして473人でございます。平成28年1月末現在では、要支援1の方が206人、要支援2の方が271人、合わせまして477人。そして平成29年1月末現在では、要支援1の方が220人、要支援2の方が283人、合わせまして503人の方が要支援1、2の認定を受けている状況でございます。

続きまして、多様な提供主体の確保はどのように進んでいるのかについてのご質問にお答えをいたします。

初めに、市が4月から提供するサービスについて申し上げますと、介護予防訪問介護、介護予防通所介護のそれぞれにつきましましては、これまでのサービスと同様の現行相当サービスと、これまでの介護予防給付の基準を緩和したサービスを新たに設定いたします。

基準を緩和したサービスの介護予防訪問介護につきましましては、掃除、買い物等の生活支援サービスを行い、介護予防通所介護につきましましては、半日程度お過ごしいただくデイサービスを設定いたします。その他、通所型サービスにおきましては、運動機能向上、栄養改善、そして口腔機能向上の3つの内容を組み合わせました短期集中型通所サービスを5カ月間集中的に実施するサービスを行うことといたしてございます。

これらのサービスの提供主体でございますが、現行相当のサービスにつきましましては、これまでと同様に介護事業所をお願いすることとなります。また、基準を緩和したそれぞれの介護サービスにつきましましては、提供するサービスの内容や実施場所の確保などの問題、課題等を踏まえま

て、事業所等へのアンケートの実施や説明会などを重ねて検討してまいりましたが、結果といたしまして、現行相当のサービスと同様に、やはり介護事業所に対し実施をお願いすることといたしました。

さらに、5カ月間の短期集中型サービスにつきましては、これまでの二次予防事業において事業の実施を実施主体となっておりました社会福祉協議会並びに市の健康づくり推進課が連携をいたしまして引き続き行うことといたしまして、保健師や管理栄養士、歯科衛生士等専門職による指導を5カ月間18回のプログラムの中で、効果的かつ集中して行うことによりまして、生活機能の低下を抑制してまいりたいと考えております。

続きまして、今後の総合事業の実施について、現行相当サービスの提供を進めることについての見解についてのご質問にお答えをいたします。

市が4月から提供するサービスにつきましては、先ほどの答弁の中でも触れておりますが、その中の現行相当サービスにつきましては、これまでサービスを利用していた要支援の方が、相互事業が実施されたことによりまして、急にこれまでのサービスを利用することができなくなってしまい支障を来すような状況を避けるために、国が設定を義務づけているものでございますので、これに係る費用の設定につきましては、これまでどおりのサービスを提供いただくことを踏まえまして、サービスを提供する事業所に配慮し、国の基準に準じて設定をいたしました。

今回、総合事業を実施する背景といたしましては、拡大するニーズへの対応、サービスの多様化による費用の効率化など、利用者側の視点、あるいは市の側の視点、双方においてそれぞれメリットがもたらされるものであるという考え方に基きまして、利用者の生活の質を維持することや、また、サービス提供者の確保を踏まえたものでなくてはならないなど、拙速にサービスの利用を制約したり、また、費用の圧縮を求めたりすることはできないものであると考えております。したがって、当初予算におきましても、むしろ利用者の選択肢が広がるものとして、それぞれのサービスの提供に必要な予算額を見積もり計上いたしております。いずれにいたしましても、介護保険制度の持続可能性を高めるべく、利用される方のサービスの選択肢を広げるためには、民間事業者等の動きなども含めまして、多様なサービスの提供者の確保に相当程度の時間がかかるものと考えております。

市といたしましては、そのような中で、4月から基準を緩和したサービスを含めまして本事業を実施するわけでございますが、サービスを利用される方の不安や誤解などが生じることのないよう、また、その方々にとりまして、よりよいサービスの提供ができるよう、地域包括支援センターと関係機関との連携を密にしまして、既存サービスの洗い出し、さらにはブラッシュアップなども含めまして、一定の期間をかけて慎重に総合事業の実施体制等の検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、保育所待機児童解消策についてのご質問で、待機児童の実態と待機解消対策についての2点のご質問にお答えをいたします。

まず、保育の実態についてでございますが、市内には保育園・認定こども園が、民間の保育園3園、私立の保育園5園、認定こども園1園の計9園ございまして、それぞれにおいて保育サー

ビスを実施しております。

ご承知のとおり、平成27年2月から新たに民間保育園の太田さくら保育園が開設されたことによりまして定数の拡大が図られ、また、平成29年度においては、さらに20名の定数増加を図ることなどによりまして、平成29年度当初におきましては、定員数が755人で、これは平成26年度に比べまして134%の定数となっております。755人の定数でスタートすることといたしているところでございますが、市の子育て支援策の効果や核家族化、あるいは女性の就業等、社会情勢の変化等によりまして年々保育ニーズが高まっているところでございまして、本年4月末現在での入園予定者は、定員755名に対しまして、入園者797名で106%の入園率になると見込んでいるところでございまして、さとみこども園を除く8園では、保育士を確保することによりまして定員もしくは定員を超えた園児に入園いただく予定であります。

待機児童数でございますが、両親の就労、あるいはひとり親の就労等で保育に欠けるということから保育園等を申し込みいただいた方につきましては、待機状態となっている方はおりませんが、求職活動を理由にいたしまして保育園の入園申し込みをいただいている児童5名が待機状態になっておりますので、入園の体制が整い次第、入園の案内をいたしたいと考えております。

なお、入園が決定されるまでの間は、一時保育などのサービスを利用いただくことなどをご提案させていただきたいと考えているところでございます。

また、潜在的待機者数でございますが、平成29年5月以降に育児休暇等が終了いたしまして職場などに復帰する予定の方が28名おりまして、こちらの方々につきましては、育児休暇明けに順次入園をいただくことで予定をいたしております。

さらに、希望の保育園等以外には入園する意思がない、いわゆる私的理由によりまして待機状態となっている児童でございますが、いずれも両親が求職中の方でいらっしゃるため、18名おります。

待機児童解消対策についてでございますが、前段で申し上げましたとおり、保育園児の定数拡大を図ってきておりまして、平成29年度中におきましては、さらに民間事業者が小規模保育園を建設、開園する予定がございまして、国・県等の補助を活用しながら、開園に向けまして支援をしてまいりたいと考えております。さらに、平成30年度4月の開園に向けまして、のぞみ幼稚園の認定こども園化を推進しているところでございまして、保育園児の定員の拡大を推進し、待機児童の解消を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、保育士不足についてのご質問で、国に保育士の賃金引き上げを求めることについてでございますけれども、国・県等におきましては、これまでもさまざまな補助制度や施設型給付の加算措置などで保育士の待遇改善策を実施してきているところでございますが、平成29年度におきましても保育士の人材確保に向けた総合的な対策のメニューが新設、拡充され、さらなる保育士不足対策が図られる予定であると伺っております。当面は国の動向を注視しながら、市といたしましても、民間保育園でこれらの施策、対策が十分に活用され、また保育士不足対策や待遇改善が図られますよう助言、指導、さらには支援をしてまいりたいと存じます。

次に、市独自の支援を行うことについてでございますが、現在も保育士の待遇改善や確保によ

り児童の福祉向上を図ることを目的といたしまして、私立の保育園に対しまして私立保育所運営費補助を行ってございます。これは民間の保育園児一人につきまして、月1,500円を助成するものでございます。これらを市の独自事業として実施しているところとございまして、さらなる支援策の必要性等につきましましては、現在実施している施策の成果、効果等を十分検証しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○益子慎哉議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 まず、本市における子どもの体力づくりの現状と課題についてお答えいたします。

県では毎年、児童生徒の体力や運動能力の現状を明らかにし、体育指導や保健指導の改善に役立てるために、小学1年生から高校3年生における児童生徒の体力や運動能力を調査しております。体力面につきましましては、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルランを通して筋力や柔軟性、持久力などを、また運動能力面につきましましては、50メートル走、立ち幅跳び、ボール投げ等を通して走る力、跳ぶ力、投げる力等を診断しております。

本市におきましては、ほとんどの種目において、県の平均を上回る結果となっております。ただ、本市における約10年前の平成19年度と平成28年度との体力・運動能力調査の結果を比較しますと、ほとんどの種目において大きな変化は見られませんが、ボール投げの結果については低下の傾向にあり、課題として受けとめております。そのため各小学校においては、投げる機会を多くするためドッジボールを奨励したり、正しい投げ方を覚えるため、ベランダから斜めにおろしたひもにバトンを通し、そのバトンを投げる場を設置したりするなどして、子どもたちが楽しみながら投力を向上させる工夫をしております。

また、児童生徒の総合的な体力向上を図ることも大切でありますので、小学校では業間休みや昼休みに外遊びを奨励したり、マラソントイムを設定したりして、遊びを通して児童の体力向上に努めておるところであります。中学校でもランニングを多く取り入れた授業を展開したり、冬季の部活動では合同でのサーキットトレーニングを実施したりするなど、学校の実態に応じた取り組みを行っているところであります。

次に、子どもの健康生活実態調査についてお答えいたします。

各学校におきましては、4月に保健調査票を用いて健康調査を実施し、4月から6月に行われる医師による健康診断に生かしているところであります。また、長期休業明けに生活アンケート等を実施したり、体力テストの時期に運動習慣等の調査を行ったりして、児童生徒の健康面や生活面の実態把握に努めております。これらの結果を踏まえ、担任や養護教諭は、児童生徒一人ひとり個別に健康相談を行ったり、保護者へ助言等を行ったりしております。

いずれにいたしましても、今後とも教育委員会といたしましては、学校に対しこれらの調査結果について、より個人の課題、学校等の課題を詳細に分析し、家庭と連携しながら一人ひとりの児童生徒の実態に沿った健康増進や体力づくりのための支援ができるよう指導、助言してまいり

たいと考えております。

続きまして、入学準備金を入学前に支給を求めることについてお答えいたします。

本市における新入学児童生徒学用品費、いわゆる入学準備金の支給に該当する準要保護に認定されている児童生徒数を今年度4月に入学した小学1年生と中学1年生で見ますと、平成29年2月1日現在で、それぞれ16人、35人おります。市では現在、新入学児童生徒学用品費を初め、給食費など12の費目を、当該年度4月1日に要保護、準要保護に認定した児童生徒の保護者に対し7月に支給を行っているところであります。

ご質問の入学前の支給については、児童生徒の進学先が確定してから就学援助の認定が事務処理上妥当であることを原則としますが、この就学援助制度は保護者の経済的負担を軽減することを目的としておりますので、今後はできるだけ事務手続を早目に行い、7月に行っていた新入学児童生徒学用品費を保護者の手元に5月に届けられるよう検討してまいりたいと思います。

なお、3月支給の実施につきましては、県内の他市町村の援助金の支給時期の状況や、今年度から3月支給を行う守谷市での事例等を調査、研究しながら検討してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 建設部長。

〔生田目好美建設部長 登壇〕

○生田目好美建設部長 市営住宅の連帯保証人の条件緩和についての4点のご質問にお答えいたします。

市営住宅は住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸するために建設された市が管理運営する住宅でございます。市営住宅の連帯保証人につきましては、市営住宅の入居者の身元保証に限らず、家賃等の債務とその他の義務を入居者と連帯して履行する役割をお願いしますので、入居者が生活困窮、病気等を初め、何らかの事情により家賃の納付やその他諸手続ができないなどの事態が生じた場合には、入居者にかわって履行していただくこととなります。以上のようなことから、連帯保証人につきましては、ご質問にもございましたが、独立の生計を営み、確実な保証能力を有していること、親族または市内に居住、もしくは勤務している方であることを条件に、2名の登録をお願いしております。

まず、1点目の連帯保証人を2名から1名にするにつきましては、これまで家賃納付の担保性を高めるために必要人数を2名としておりますが、近年の納付指導の徹底等により、現年分の収納率は約100%の状況が続いており、現状を踏まえすと連帯保証人を1名としても特段の支障がないものと考えられますので、連帯保証人を1名とすることについて検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の連帯保証人の居住地または勤務地の要件についてでございますが、平成24年10月から入居要件を緩和し、中学校卒業前の子がいる世帯や新婚世帯につきましては、居住地または勤務地が市外であっても申し込みができるようになりましたので、市外出身の申込者が市内に居住地または勤務地がある方を連帯保証人とすることが困難な場合も生じておりますので、居住地または勤務地要件の緩和につきましても早急に検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の連帯保証人の収入の要件につきましては、年収がおおむね100万円以上ある方に連帯保証人の手続をお願いしておりますが、これは家賃等の債務を連帯保証人として負うことが想定されますので、その際に入居者にかわり家賃を納付することとなる場合が生じますことから、収入要件につきましては、今後も引き続き現行の水準を保っていく必要があるものと考えております。

最後に、4点目の生活保護世帯の連帯保証人の免除につきましては、現在他の申込者と同様に2名の連帯保証人の手続をお願いしておりますが、生活保護受給者の中には親族がいない、または親族はいるが諸事情により2名の連帯保証人を探すのが困難であるとの意見を聞いております。家賃納付の担保性の確保のみならず、さまざまな事態に対応するためには、1名の連帯保証人は必要と考えておりますので、連帯保証人を免除しゼロとすることは困難であると思われま

す。市営住宅の入居希望者に対しましては、昨年4月から市内に居住している方に限り、住民票謄本や収入証明書等の各種証明書の提出を免除するなどの申し込み手続の簡素化を実施しております。また、今年4月からは、市外から入居する方の条件として、婚姻後の期間を3年から10年に延長するなどの入居に際しての要件緩和等の条例改正を今議会に上程しているところでございます。

子育て世帯等が申し込みやすい環境を整え、定住促進を図ることにより、少子化・人口減少対策にも効果が見込まれますので、早急に連帯保証人の条件緩和を初め、入居要件の緩和等について、県内市町村の公営住宅の申し込み要件等も踏まえながら検討を進めますとともに、引き続き良好な市営住宅の管理運営に努めてまいります。

○益子慎哉議長 宇野議員。

[20番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○20番(宇野隆子議員) 2回目の質問をいたします。

1点目の原発問題についてですけれども、東海第二原発の再稼働と避難計画について、先ほど市長からご答弁いただきました。避難先である大子町、そして福島県を含めると21自治体になりますけれども、全部の自治体に常陸太田市の5万人受け入れを要請してきたということでありま

す。大変お疲れさまでございました。やはり現地に行きますと、また新たなことを認識するというようなこともあったのではないかと思いますけれども、例えば市長は、これまでも実効性のある避難計画とおっしゃっておりますが、この実効性ということで、もう少し具体的にご答弁をいただければと思います。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。市長。

○大久保太一市長 避難計画は絵に描いた餅では全然役に立ちませんので、そういう意味からきちんと市民が安全を確保、担保できて避難ができる、そういう計画を私は実効性のある避難計画と呼んでおります。

今回、福島県、大子町も含めて21の自治体を全部回りまして、いろいろとお願いをしてきたところでありますけれども、私はその中で、今県が考えている、できるだけ市民の方が自家用車での避難、それから、自家用車で避難できない人たちにとっては、バス等の手配をしてそれでの

避難ということになるわけですが、何せ原発に近いところ、地域で言うと旧太田地区の原発に近いほうの住民にとっては、一番遠い西会津の会津坂下とか会津美里とか、あるいは下郷町とか、そういうところへ避難をするような計画になっていまして、あともう一つ、季節性の中で、例えば冬場に行きましたから、今回も雪の降る中を走ったわけですけども、そういう状態で本当に当市民が安全に避難できるのか、そのあたりも現地の状況等も踏まえながら、今後総合的な避難計画を作るわけですけども、その中で十分に精査をしていく必要があるなというふうに強く感じた次第であります。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 続いて、2月9日の首長懇談会の冒頭、座長を務められた東海村の村長が、周辺市への権限の拡大について明確な回答がなかったと。この期に及んでも原発側は明言を避けているわけですけども、こういう中で協定の見直しを強く求められたと。関係5市町の市長、副市長がそれぞれ意見を述べておられて、例えば、大久保市長は「安全を確保する上で協定の見直しは不可欠だ」と。それから日立市は、このときは副市長が出席だったようですけども、「福島の影響は広範囲に及んでいる。原発の所在地だけとの協定では意味がない」、また、那珂市の副市長は「誠意ある回答がないのは遺憾だ」、水戸市副市長は「市民を守るという意向を踏まえて対応していただきたい」と、このようなことであります。

昨年12月21日の懇談会においてもゼロ回答ということでもあります。6市町村の首長懇談会で5市の権限拡大ですが、安全協定の見直しですけども、やはりこれは引き続き強力に進めていっていただきたいと強くお願いしたいと思っております。

2点目の介護保険制度につきましては、国は要支援1、2を介護保険制度から外して、最終的に家事などの援助はボランティアでもいいんだというような中身でしたけれども、先ほどの部長答弁の中で、介護事業者が対応すると。それから健康運動、あるいは口腔機能向上、こういう複合型のサービスといいますか、これについては社協と一緒に進めていくという話でしたが、この場所は、会場といいますか、どのように確保していくおつもりなのか伺います。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上の3つの内容を複合的に行うサービスの実施場所についてのご質問ですけども、太田地区、金砂郷地区、水府地区、里美地区、4地区それぞれにおいて実施するという事で考えてございまして、それぞれの会場につきましては、太田地区につきましては総合福祉会館、金砂郷地区につきましては金砂郷保健センター、水府地区につきましては北部保健センター、水府総合センターでございまして。里美地区につきましては里美保健センターで行うということで、現在実施に向けまして最終調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 1から3ですけども、今後この事業を進めていく上で、例えば専門の歯科衛生士、医師などの確保というのは大丈夫なんでしょうか。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 これらの事業につきましては、今回4月から新しい形でスタートいたしてまいりますけれども、これまでの介護予防事業でそれぞれ取り組んできております。その中で、それぞれ専門職を確保しながら進めてきてございますので、それらの方々を今後においても活用しながら実施をしてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 4月1日から新たに総合事業に要支援1，2は移行して始まるわけですが、サービスの低下がないように、引き続きしっかりした対応といたしますか、綿密な対応をお願いして、要支援1，2の方が介護を受けるようにならないような援助、指導をぜひお願いしたいと思っております。

時間がなくなってきましたので、飛ばしまして、入学準備金の前倒し支給について先ほど答弁いただきました。これまで県内の大半が7月支給になっておりますけれども、本市では5月に支給できるようにということです。さっき文科省の通達を紹介しましたが、やはり生活困窮者、教育上非常に困難を抱えている家庭には、早い話、5月あるいは7月に支給するものですから、ある程度事務事業のことで複雑化するかと思っておりますが、その辺をよく研究されて、ぜひ3月中には、生活困窮世帯が立てかえをしないで済むように、困らないように、そういう計らいの検討を再度お願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。教育長。

終了1分前です。

○中原一博教育長 先ほども申し上げましたように、守谷市が先行事例で今年度やりますので、それについて調査・研究しながら検討してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 新年度が始まるわけで、予算書もこれから審議するわけですが、やはり常陸太田市民の方が子どもからお年寄り、そして障害者の方も含めて、生まれ育った常陸太田市で安心して住めるように、施策の充実をぜひ図っていただきたい。私も頑張っていきたいと思っておりますけれども、このことを申し上げまして、一般質問を終わります。